

「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、クレジット及び商工ローン等の複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、これを要因として自殺、離婚、児童虐待や犯罪などを引き起こすケースも多く、深刻な社会問題となっている。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、我が国の公定歩合は年 0 . 1 0 %、銀行の貸出約定金利は年 2 % 以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年 2 9 . 2 % という「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の上限金利は異常なまでに高金利であり、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げるべきである。

一方、貸金業規制法第 4 3 条「みなし弁済」規定は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払い、貸金業者が同法第 1 7 条、1 8 条の契約書面および受け取り書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、最高裁判所が利息制限法の上限を超える利息について厳格に解釈した判決を示した。これにより「みなし弁済」規定の要件を満たして営業を行っている貸金業者は現実には皆無に等しく、この規定の必要性はないといえる。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、それに対して暴利取得を認めるような貸金業規制法第 4 3 条「みなし弁済」規定は、その利息制限法の立法趣旨に反し、撤廃すべきである。

同様に出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その存在を認める必要性はないこと、また、電話担保金融の社会的・経済的需要は極めて低いこと等から、年 5 4 . 7 5 % という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、北谷町議会は、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記

- 1 出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること

- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- 3 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長

法務大臣

参議院議長

金融担当大臣

内閣総理大臣

総務大臣